

平成25年2月18日

ダイアシティ2000茂庭B2リッチ
住民の皆様へ

一部損壊の取消しを求める会

連絡事項

<住民集会及び裁判の予定>

次回の住民集会

日時 H26年3月4日(火) 19:00～20:30頃

場所 管理センター

内容 ・裁判の状況報告(2月10日、12日開催)と今後の予定
・り災判定の評価について

裁判の予定

裁判2(保育料免除取消訴訟)の公判

日時 3月26日(水) 10:00

仙台地方裁判所

裁判1(市県民税・固定資産税等訴訟)の公判

日時 4月16日(水) 10:00

仙台高等裁判所

内容: 仙台地方裁判所への破棄差戻し裁判となります。

破棄差戻し裁判

民事訴訟法上、上告裁判所が上告を理由があると認めて、原判決を破棄して、さらに裁判をさせるために原裁判所に差し戻すこと(民訴325条)。そして、差戻しを受けた裁判所は新たな口頭弁論に基づき裁判をする必要があり、破棄の理由とされた上告裁判所の事実上及び法律上の判断に拘束されることになる(民訴312条3項)。また原判決に関与した裁判官は、この裁判に関与できない(民訴325条4項)。

以上

